

補助対象事業に係る直接経費

高知県文化芸術活動事業費補助金交付要綱別表第 1 の補助対象経費については、以下のとおり。

1 補助事業者が支出する補助対象事業に係る直接経費のうち、実績報告時に請求書、領収書、支出伺い、振替伝票等により、日付、支払者、内容（明細）、金額等が確認できるものを補助対象経費とするなお、各項目のその他に該当する場合は、申請書の内訳明細欄に詳細を記入する。

(1) 出演費又は展示品等借上料

指揮料、演奏料、ソリスト出演料、合唱料、俳優等出演料、展示品等借上料、出演費補助、展示補助、会場借上料、その他

(2) 音楽・文芸費

作曲・編曲料、作詞料、稽古ピアニスト料、調律料、楽譜・楽器借料、写譜料、楽譜制作料、演出料、監修料、振付料、舞台監督料、デザイン料、脚本料、訳詞料、著作権使用料、各種助手料、鑑定料、その他

(3) 設営・舞台費

会場設営費、展示工作・撤去費、作品運搬費、大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、履物費、美粧費、照明費、音響費、効果費、道具運搬費、楽器運搬費、その他

(4) 謝金・旅費・通信費

編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理・警備賃金、出演者等交通費、出演者等宿泊費・日当費、通信連絡費、企画検討委員会等委員謝金、講演講師謝金、調査旅費、出演交渉旅費、手話謝金、その他

(5) 宣伝・印刷費

広告宣伝費、立看板費、プログラム(点字を含む)印刷費、図録印刷費、台本印刷費、チケット印刷費、チラシ・ポスター印刷費、資料印刷費、チケット販売手数料、その他（書籍購入費は除く）

(6) 記録費

録画費、録音費、写真費、記録ビデオ作成費、記録DVD作成費、記録活動に必要な消耗品の購入費、その他

(7) 保険料

催事保険料、楽器搬送保険料、その他

(8) 企画制作費

① 直営

公演・展覧会等の企画・制作に要する経費（振込手数料、印紙代を含む）

② 委託

プラン委託料又はプロデュース委託料の性格を持つもの。なお、補助対象事業経費総額の 15%程度までとする。

2 次に掲げる経費は補助対象外とする。

- ① 事業実施期間（交付決定の日から令和 9 年 3 月 31 日）外に発生した経費
- ② 補助事業者以外の者が支出した経費
- ③ 補助事業者が請求者となっている経費

(例：利用料金(地方自治法第244条の2第8項の規定によるもの)を収受する指定管理者が自ら当該施設を使用して事業を実施した場合に、自身に支払う形となる利用料金等)

- ④ 楽器・備品の購入費
- ⑤ コンクール入賞賞金・賞品等に係る経費
- ⑥ レセプション・パーティに係る経費、打ち上げ費、その他飲食関係費(宿泊費のうち朝食・夕食代にあたるものや、ケータリング等を含む)
- ⑦ 手土産代、記念品代、出演者等への花束代等物品による謝礼費用
- ⑧ 事務局経常費(事務所維持費、職員給与、燃料費等)

※専ら申請事業に従事する臨時職員の報酬等は企画制作費(直営)として計上して差し支えないが、実績報告時に任用書類や事業実施期間の業務分担表、日報など従事内容・期間が確認できる書類を添付する。

※燃料費は、事業専用に借り上げている車両など事業遂行に不可欠な場合のみ計上できるものとし、実績報告時に使用簿など(使用日時・使用者・走行距離などを確認できる書類)を添付する。

- ⑨ 宣伝・印刷費のうち、成果物に一般社団法人地域創造が助成している旨の表記がないもの。
- ⑩ その他、補助対象として適当でないと県が判断したもの。